

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情などによって、意思を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語で、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報伝達やコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、我が国においては、ろう学校では手話は禁止され、読唇や発声を用いた教育方法である口語法の普及に力が注がれ、社会では手話を使うことで差別を受けてきた長い歴史がありました。

このような中、平成 18 年 12 月に採択され、平成 26 年 1 月に国が批准した「障害者の権利に関する条約」には「手話は言語」であることが明記されました。また、同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民の理解を深めると共に、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

記

1. 手話がろう者にとって大切な言語であることを広く国民に啓発し、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様

福岡県大野城市議会議長 関 岡 俊 実